

本巢市地球温暖化対策推進実行計画  
(事務事業編)

令和8年3月[改訂]

本 巢 市

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の背景	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象範囲	3

## 第2章 温室効果ガスの現況

第1節 二酸化炭素の排出量	5
---------------	---

## 第3章 削減目標

第1節 二酸化炭素の総排出量に関する目標	6
第2節 環境配慮項目と目標	7

## 第4章 具体的な取り組み

第1節 地球温暖化対策に係る取り組み	8
--------------------	---

## 第5章 計画の推進

第1節 推進体制	11
第2節 点検・評価	11
第3節 計画の見直し	11
第4節 行動結果の公表	11

## 資料編

資料1	温室効果ガス総排出量の算定方法	12
資料2	排出係数	12
資料3	二酸化炭素排出量の推移	13
資料4	部門別二酸化炭素排出量	14
資料5	用語集	17

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の背景

1997年（平成9年）に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された京都議定書は2005年（平成17年）に発効しました。これにより、日本は2008年から2012年の期間において、1990年のレベルから6%の温室効果ガス排出削減を義務付けられました。

これを受けて、日本では1998年（平成10年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、1999年（平成11年）に施行されました。この法律では、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの義務や取り組みの基本方針が定められ、地方公共団体（都道府県および市町村）には温室効果ガス排出抑制のための措置を講じる計画を策定する義務が課せられました。

さらに、2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、18年ぶりとなる新たな国際的枠組として「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効しました。この協定に基づき、日本は2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比で26%削減する目標を設定しました。

その後、2020年（令和2年）10月に、日本は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%削減し、さらに、50%削減を目指して挑戦を続ける旨が公表されました。2025年2月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、2035年度、2040年度には、それぞれ2013年度比で60%、73%の削減を目指す新たな目標が設定され、脱炭素化の取り組みは急務となっています。

本市では、令和7年2月にゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素社会への転換に向けた取り組みを進めています。また、「第1期本巢市地球温暖化対策推進実行計画」、および「第2期本巢市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、令和3年4月に改めて「本巢市地球温暖化対策推進実行計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。令和3年4月の改訂から5年が経過することを踏まえ、今回、本巢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改訂します。

## 第2節 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

## 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2030年までの目標達成に向けて取り組みを進めていく政府実行計画を踏まえ、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）末までとします。なお、基準年度は、2013年度（平成25年度）とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

## 第4節 計画の対象範囲

### 1. 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、市の実施する全ての事務事業を対象とします。  
対象とする施設等は、「対象施設等一覧」のとおりです。

### 2. 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響力が大きい。
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋め立てからも2～3割を占める。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼によるものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用などとして使用。
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> ) ※平成27年4月1日以降	半導体化学でエッチング液として使用。

上記7ガスの中で、パーフルオロカーボン、三ふっ化窒素は市の排出がないこと及びメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六フッ化硫黄は排出量の把握が困難であるため対象外とし、本市の事務・事業の内容及び規模から、重点的に把握する対象ガスは二酸化炭素のみを本計画の対象ガスとします。

## 対象施設等一覧

担当課	施設名	担当課	施設名	担当課	施設名
総務課	市営バス(本巢・糸貴・真正)		木知原配水池		本巢幼稚園
財政課	本庁舎	上下水道課	本巢上水浄水場		神海幼稚園
	旧本庁舎	(上水道施設)	本巢上水道法林寺配水池		真桑幼稚園
	旧真正分庁舎		本巢第2取水ポンプ場		弾正幼稚園
	旧糸貴分庁舎		本巢第3取水ポンプ場		糸貴東幼稚園
地域調整課	根尾分庁舎		本巢上水道文殊配水池		糸貴西幼稚園
	市営バス(根尾)		本巢市役所文殊中継ポンプ場		真正幼稚園
	うすすみふれあいプラザ		糸貴浄水場		子どもセンター
市民課	根尾診療所		糸貴上水道第2水源地	社会教育課	本巢公民館
	本巢診療所		糸貴上水道第3水源地		糸貴公民館
福祉支援課	本巢市障がい者就労支援センター杉の子		真正第1浄水場		真正公民館
	障がい者就労支援センターみつば		真正第2浄水場		本巢市民文化ホール
	中野会館		文殊送水ポンプ場		しんせいほんの森
長寿支援課	真正すこやかセンター	上下水道課	金原・鍋原浄化センター		糸貴青少年館
健康支援課	本巢市保健センター	(下水道施設)	下福島浄化センター		本巢市民スポーツプラザ
農政課	富有柿の里		弾正西浄化センター		糸貴体育センター
	外山基幹集落センター		小弾正浄化センター		真正体育センター
商工観光課	NEO桜交流ランド		北野・春近浄化センター		真正スポーツセンター
	NEOキャンピングパーク		早野浄化センター		さくら資料館
	糸貴道の駅		高尾浄化センター		根尾谷地震断層観察館
	道の駅「織部の里もとす」		東外山浄化センター		本巢民俗資料館
	根尾情報館		日当浄化センター		糸貴民俗資料館
上下水道課	能郷取水井		根尾中央浄化センター		真正民俗資料館
(旧簡易水道施設)	能郷浄水場		本巢浄化センター		根尾郷土文化保存伝習施設
	長島増圧ポンプ場		神海浄化センター		ぬくもりの里
	天神堂加圧ポンプ場		真正浄化センター		旧本巢保健センター
	門脇配水池	環境課	本巢ストックヤード		真正グラウンド
	門脇加圧ポンプ場		真正ストックヤード		しんせい運動広場
	神所配水池		根尾廃棄物処理施設		本巢総合運動場
	神所浄水場	教育総務課	学校給食センター		
	樽見浄水場	学校教育課	旧根尾小学校		
	樽見配水池		外山小学校		
	高尾浄水場		本巢小学校		
	金原中継ポンプ場		一色小学校		
	木倉中継ポンプ場		土貴野小学校		
	木倉浄水場		席田小学校		
	木倉配水池		真桑小学校		
	川内水源地		弾正小学校		
	神海配水池		根尾学園		
	神海浄水場		本巢中学校		
	神海取水井		糸貴中学校		
	木知原浄水場		真正中学校		
	木知原第1取水	幼児教育課	根尾幼稚園		

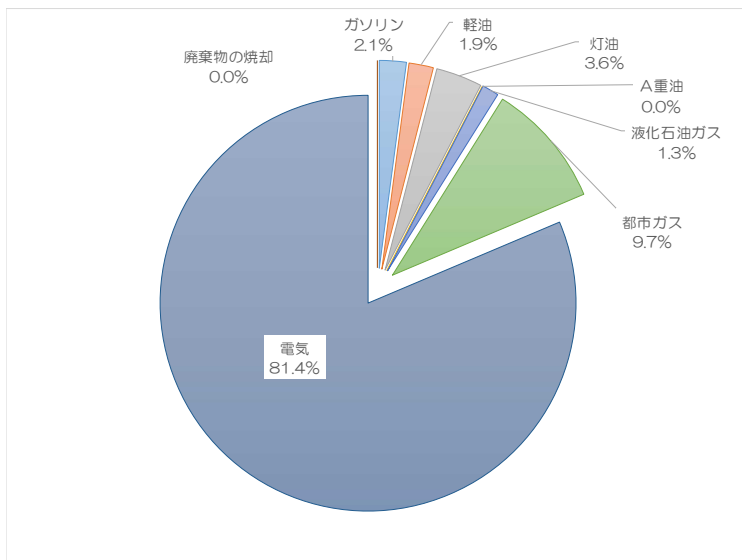
## 第2章 温室効果ガスの現況

### 第1節 二酸化炭素の排出量

本計画の最新年度（令和6年度）における二酸化炭素の排出量は次のとおりです。

令和6年度の二酸化炭素排出量

5, 549, 753 kg-CO<sub>2</sub>



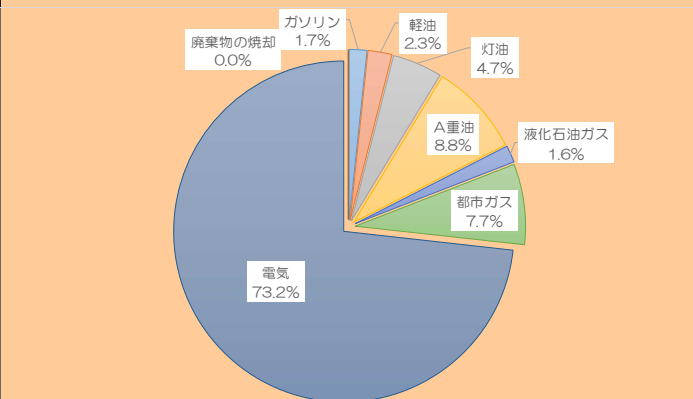
▼令和6年度 CO<sub>2</sub>排出量 (kg)

ガソリン	115,538
軽油	106,554
灯油	199,763
A重油	404
液化石油ガス	71,622
都市ガス	539,911
電気	4,515,961
廃棄物の焼却	0
総排出量	5,549,753

#### 1. 温室効果ガスの排出量の増減要因と削減に向けた課題

二酸化炭素排出量は、基準年度（平成25年度）から令和6年度を比較すると30.7%の削減結果となりました。また、令和6年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約81%を占め、次いで都市ガスの使用がおよそ10%を占めています。A重油の使用が基準年度より大きく減少しているのは、施設の使用休止や統合などが主な要因と考えられます。今後は、二酸化炭素排出量の大半を占める電気に関して、排出係数の低い電力会社への切り替えや施設の動力費の低減化を図れる機器の導入を検討するなど、使用抑制が課題であるといえます。

#### <平成25年度（基準年度）の二酸化炭素排出量>



※平成25年度の二酸化炭素排出量については指定管理施設を含めたうえで、当時の二酸化炭素排出係数により算出しています。

▼平成25年度 CO<sub>2</sub>排出量(kg)

ガソリン	135,128
軽油	182,501
灯油	379,879
A重油	701,890
液化石油ガス	129,009
都市ガス	612,381
電気	5,862,138
廃棄物の焼却	0
総排出量	8,002,926

### 第3章 削減目標

#### 第1節 二酸化炭素の総排出量に関する目標

##### 1. 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取り組みを進めていくことを踏まえ、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

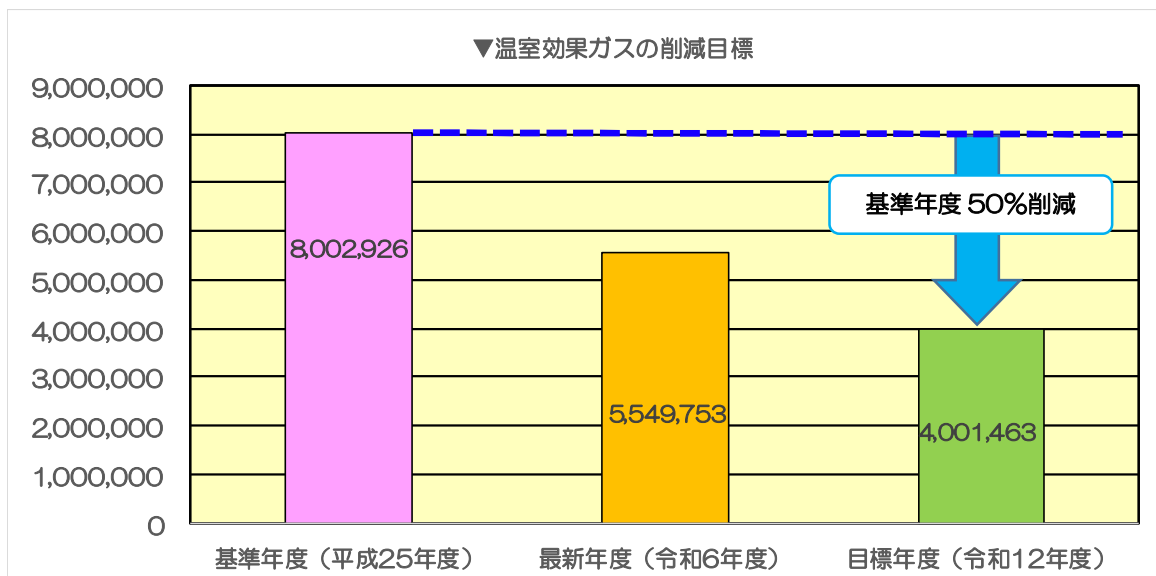
##### 2. 温室効果ガスの削減目標

本計画の実施により、本市の事務、事業から排出される総排出量削減目標は、政府実行計画を踏まえ平成25（2013）年度を基準年度とし、令和12（2030）年度の排出量を「50%」削減することを目標とします。

基準年度の二酸化炭素排出量は 8,002,926 k g であり、令和12年度の目標値は 4,001,463 k g となります。

最新年度の令和6年度における、本市の全施設より排出された二酸化炭素排出量は、5,549,753 k g でした。

項目	基準年度 平成25年度 (2013年度)	最新年度 令和6年度 (2024年度)	目標年度 令和12年度 (2030年度)
温室効果ガスの排出量	8,002,926 kg	5,549,753 kg	4,001,463kg
削減率	—	▲30.7%	▲50%



## 第2節 環境配慮項目と目標

### 1. 地球温暖化対策に係る環境配慮項目と目標

二酸化炭素総排出量の削減目標「50%」を達成するため、環境配慮項目ごとの目標値を次のとおり掲げ、本計画を推進します。

環境配慮項目	目標（令和12年度）
①電気使用量	基準年度（平成25年度）から60%削減する
②各種燃料の使用量	—
a.ガソリン	基準年度（平成25年度）から22.6%削減する
b.軽油	基準年度（平成25年度）から22.6%削減する
c.灯油	基準年度（平成25年度）から22.6%削減する
d.A重油	基準年度（平成25年度）から22.6%削減する
e.LPG	基準年度（平成25年度）から22.6%削減する
f.都市ガス	基準年度（平成25年度）から22.6%削減する

平成25年度を基準年度とした令和12年度の目標

種別	温室効果ガス排出量（kg-CO <sub>2</sub> ）					
	基準年度 平成25年度	令和2年度	令和4年度	最新年度 令和6年度	目標年度 令和12年度	
電気使用量	5,862,138	4,358,265	4,923,113	4,515,961	2,344,855	
燃料使用量	ガソリン	135,128	106,509	117,036	115,538	104,566
	軽油	182,501	101,079	107,875	106,554	141,225
	灯油	379,879	384,379	380,497	199,763	293,962
	A重油	701,890	368,397	468,559	404	543,144
	液化石油ガス(LPG)	129,009	84,024	94,959	71,622	99,831
	都市ガス	612,381	601,228	629,652	539,911	473,880
一般廃棄物の焼却量	0	0	0	0	0	
水の使用量(参考)	—	—	—	—	—	
合計	8,002,926	6,003,881	6,721,691	5,549,753	4,001,463	
削減率%（基準年度比）	—	▲ 24.9	▲ 16.0	▲ 30.7	▲ 50.0	

### 2. その他の環境配慮項目

地球温暖化対策につながる環境配慮項目を次のとおり掲げ、環境負荷の低減を図ります。

- ①庁舎等から排出される廃棄物の減量化を図る。
- ②用紙類の使用量を削減する。
- ③上水の使用量を削減する。
- ④公共施設において二酸化炭素の排出抑制を図る。

## 第4章 具体的な取り組み

### 第1節 地球温暖化対策に係る取り組み

目標達成のため、本計画で取り組む項目は以下のとおりとし、進捗・管理していきます。

#### ① 電気使用に対する取り組み

項目	取り組み内容
照明機器の管理	不要な照明の消灯、定期的な清掃
事務機器の管理	離席時の1パソの電源設定の徹底により不要な電力を削減
	OA機器の待機電力の削減
空調機器の管理	空調施設の温度設定（冷房 28℃、暖房 20℃）の徹底
	ブラインド・カーテンの利用
	クールビズ・ウォームビズの徹底
	定期的な点検・清掃
その他設備の管理	階段利用の励行によるエレベーターの使用抑制
	省エネ機器の積極的な導入
	LED 照明への交換を順次実施し 100%導入を目指す
	設備の定期的な点検
	今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す
	調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー由来の電力とすることを旨す
職員の勤務管理	ノー残業デーの設置
	ワークライフバランスの推進

② 燃料使用（灯油、A重油、LPG、都市ガス）に対する取り組み

項 目	取り組み内容
空調機器の管理	空調施設の温度設定（冷房 28℃、暖房 20℃）の徹底
	ブラインド・カーテンの利用
	クールビズ・ウォームビズの徹底
	定期的な点検・清掃
その他設備の管理	省エネ機器の積極的な導入
	設備の定期的な点検

③ 燃料使用（自動車に使用する燃料）に対する取り組み

項 目	取り組み内容
エコドライブの徹底	アイドリングの禁止
	急発進・急加速の抑制
車両の整備	タイヤの空気圧の点検
交通手段の転換	公共交通機関の利用
その他	電気自動車やハイブリット車など、低公害車や環境負荷が少ない車の導入

④ 一般廃棄物焼却量に対する取り組み

項 目	取り組み内容
3Rの推進	ごみの分別収集・資源化の推進
	可燃性粗大ごみ焼却量の削減

⑤ その他の環境配慮項目に係る取り組み

項 目	取り組み内容
グリーン購入の推進	再生紙の利用
	事務用品などにおける環境配慮製品の優先利用
用紙の使用量の削減	裏面利用等によるコピー用紙の使用量の削減
庁舎等の廃棄物の減量	製品の再資源化の向上
	ファイル等の再利用
水使用量の抑制	節水の励行
	トイレ用水の水量調節
公共事業における 取り組み	建設副産物のリサイクル化の推進
	リサイクル材料・素材の選択
	省エネ・省資源に配慮した材料・素材の選択
	周辺の緑化を考慮した施設整備

## 第5章 計画の推進

### 第1節 推進体制

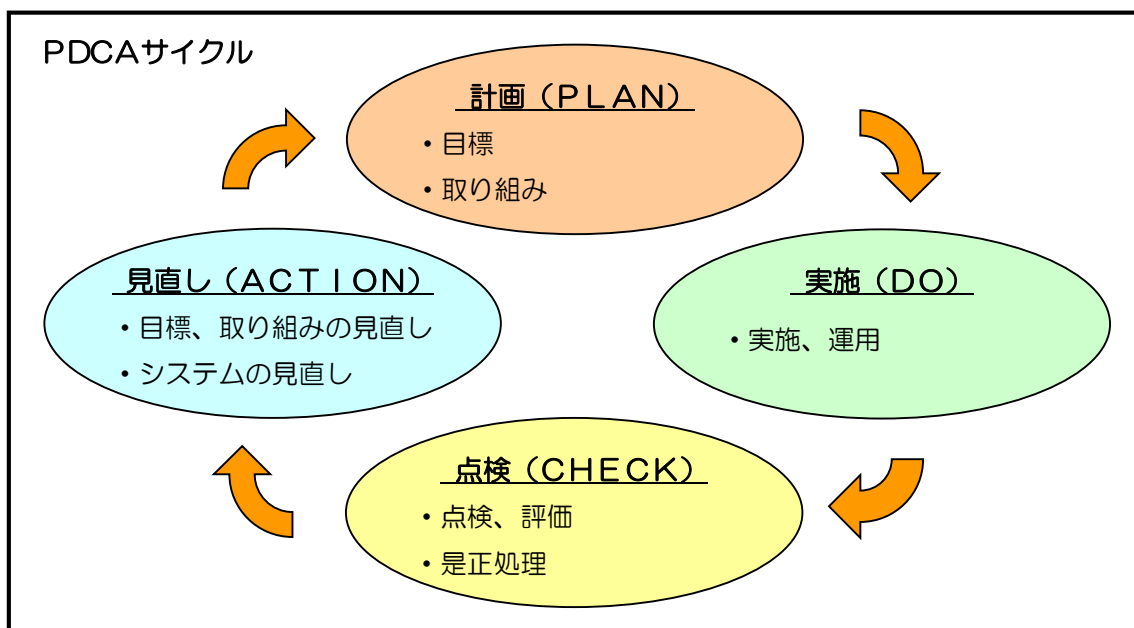
計画の推進を図るために、各課に地球温暖化対策推進員を設置します。

地球温暖化対策推進員は、計画に掲げる具体的な取り組みについて、周知徹底させ実践を推進するとともに、その実施状況を把握するものとします。

事務局は環境課とし、実施状況の取りまとめ及び行動結果の公表にあたっての取りまとめ、その他必要な事務を行います。

### 第2節 点検・評価

地球温暖化対策推進員は、実施状況を毎年度事務局（環境課）に報告するとともに、各課の取り組み内容の点検・評価及び見直しを行い、必要な場合には新たな取り組みを行うものとします。



### 第3節 計画の見直し

事務局は、地球温暖化防止を取り巻く社会情勢や本計画の進捗状況、評価・点検結果等を考慮し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

### 第4節 行動結果の公表

毎年度本計画に基づく計画の推進状況や実績等を、ホームページ等で公表します。

## 資料編

### 資料1 温室効果ガス総排出量の算定方法

温室効果ガス総排出量は次の計算式により算定しています。

活動区分ごとの排出量 = 活動量 × 排出係数（下記資料2のとおり）
各温室効果ガスの排出量 = $\Sigma$ （活動区分ごとの排出量）
二酸化炭素の総排出量 = $\Sigma$ {（各温室効果ガスの排出量 × 地球温暖化係数）}

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条において定められた算定方法及び排出係数に従い、1年間の排出量を算出。活動量に排出係数を乗じて活動区分ごとの排出量を算定し、温室効果ガスの種類別の和を算出。各温室効果ガスに地球温暖化係数を乗じ二酸化炭素に換算した総排出量を算定する。

### 資料2 排出係数

本市の活動に係る二酸化炭素排出量の算定と排出係数は次のとおりです。

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条による。

種別	発熱量 MJ/kg, l, m <sup>3</sup>	排出係数 kgC/MJ	換算後排出係数
ガソリン	34.6	0.0183	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	37.7	0.0187	2.58 kg-CO <sub>2</sub> /L
灯油	36.7	0.0185	2.49 kg-CO <sub>2</sub> /L
A重油	39.1	0.0189	2.71 kg-CO <sub>2</sub> /L
液化石油ガス（LPG）	50.8	0.0161	3.00 kg-CO <sub>2</sub> /kg

※排出係数は基準年度（平成25年度）

種別	排出係数
都市ガス	2.23 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
他人から供給された電気使用	0.513 kg-CO <sub>2</sub> /kWh
廃棄物の焼却	2770 kg-CO <sub>2</sub> /t

※排出係数は基準年度（平成25年度）

換算後排出係数 = 発熱量 × 排出係数 × 44/12 【二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の質量】

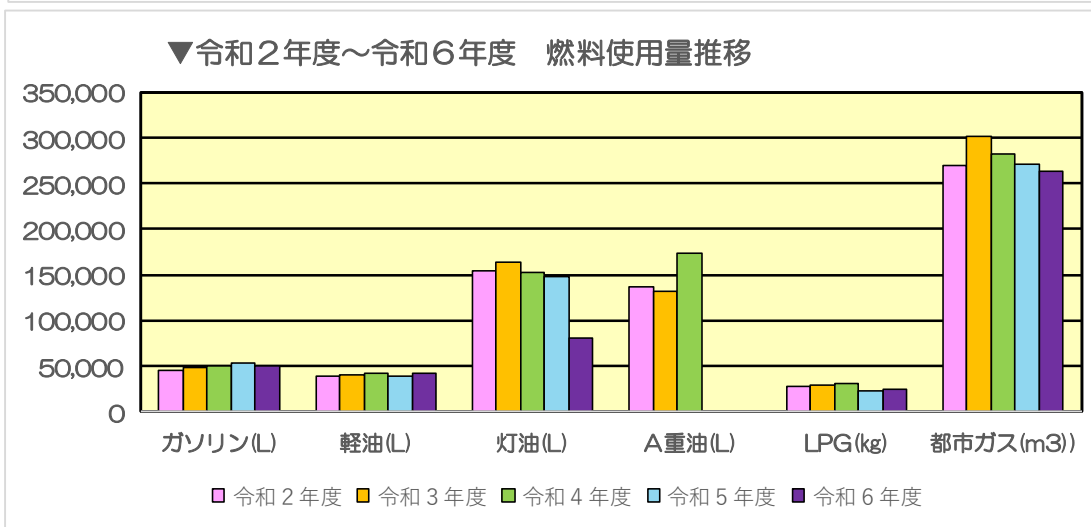
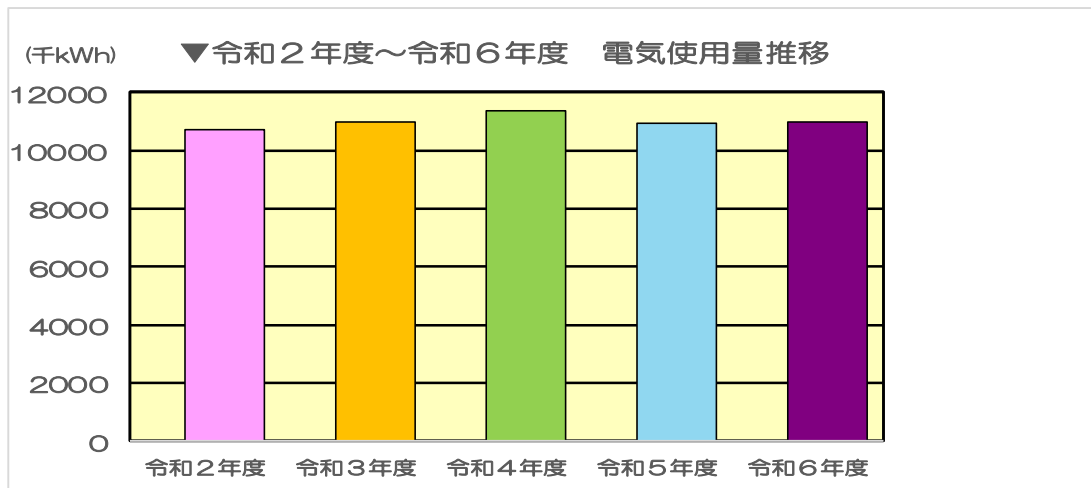
燃料使用による排出量 = 燃料使用量 × 換算後排出係数

資料3 二酸化炭素排出量の推移（対象施設）

〈全施設からの総排出量〉

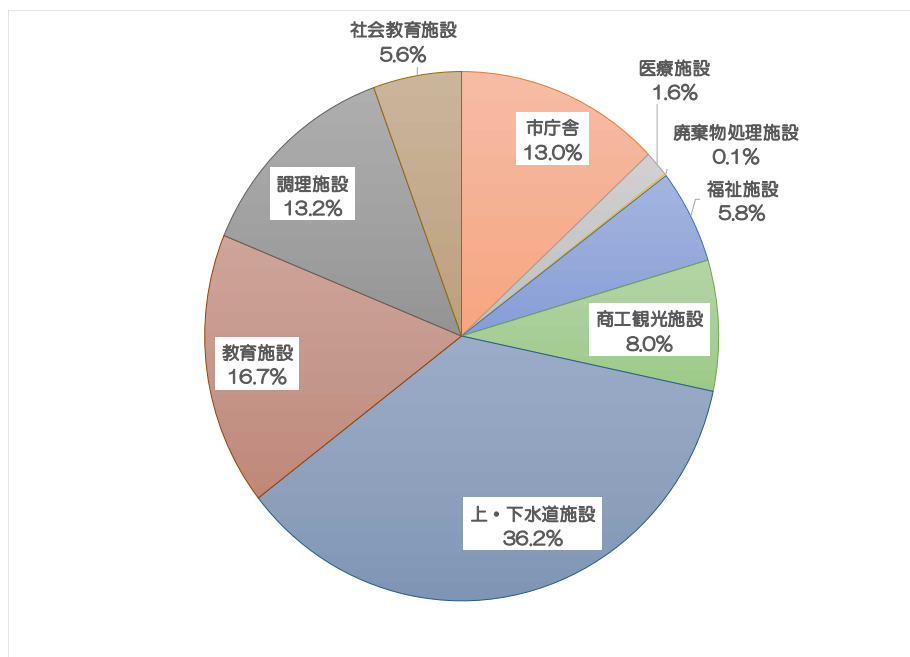
種 別	基準年度 平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最新年度 令和6年度	
電気使用量〔kWh〕	11,427,168	10,734,643	10,995,564	11,369,776	10,935,915	10,987,740	
燃料使用量	ガソリン〔L〕	58,245	45,909	48,688	50,447	52,773	49,801
	軽油〔L〕	70,737	39,178	40,073	41,812	38,794	41,300
	灯油〔L〕	152,562	154,369	164,224	152,810	147,163	80,226
	A重油〔L〕	259,000	135,940	131,400	172,900	600	149
	液化石油ガス(LPG)〔kg〕	43,003	28,008	29,658	31,653	23,476	23,874
	都市ガス〔m <sup>3</sup> 〕	274,610	269,609	301,364	282,355	270,597	263,371
一般廃棄物の焼却量〔t〕	0	0	0	0	0	0	
うちプラスチック類〔t〕	0	0	0	0	0	0	
水の使用量(参考)〔m <sup>3</sup> 〕	195,439	134,040	133,954	127,238	125,965	122,874	
二酸化炭素総排出量〔kg〕	8,002,926	6,003,881	6,679,380	6,721,691	5,819,755	5,549,753	
削減率(%)	-	▲24.9	▲16.5	▲16.0	▲27.3	▲30.7	

※二酸化炭素の排出量については、算定時の二酸化炭素排出係数により計算しています。



資料4 部門別 二酸化炭素排出量（令和6年度）

【施設別】



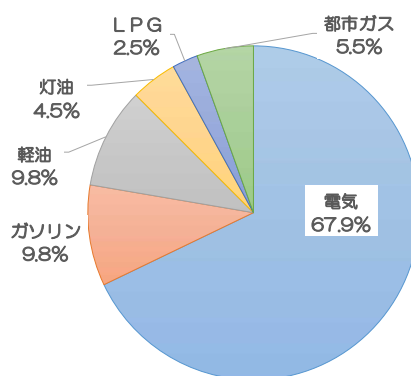
市庁舎	719,047 kg
医療施設	86,833 kg
廃棄物処理施設	5,289 kg
福祉施設	319,208 kg
商工観光施設	442,680 kg
上・下水道施設	2,007,799 kg
教育施設	926,034 kg
調理施設	734,409 kg
社会教育施設	308,454 kg
合計	5,549,753 kg

注：掲載している表は、四捨五入により内訳と合計が合わない場合があります。

【施設毎の燃料等種別】

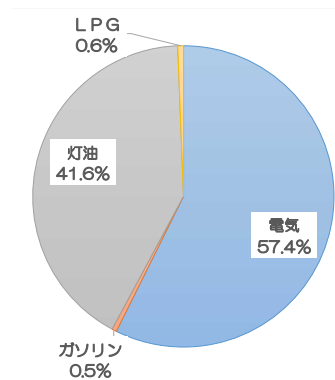
〈市庁舎〉

種別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	1,187,976 kWh	488,259 kg	
燃料使用量	ガソリン	30,272 L	70,231 kg
	軽油	27,297 L	70,426 kg
	灯油	13,090 L	32,594 kg
	A重油	—	— kg
	LPG	5,977 kg	17,931 kg
	都市ガス	19,320 m <sup>3</sup>	39,606 kg
水の使用量	9,808 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		719,047 kg	



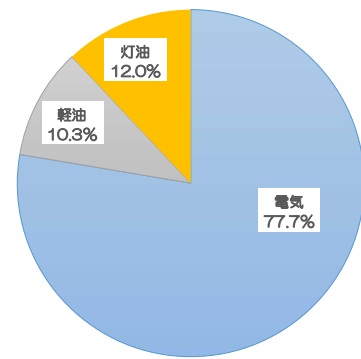
〈医療施設〉

種別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	121,181 kWh	49,805 kg	
燃料使用量	ガソリン	174 L	404 kg
	軽油	—	—
	灯油	14,500 L	36,105 kg
	A重油	—	—
	LPG	173 kg	519 kg
	都市ガス	—	—
水の使用量	1,058 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		86,833 kg	



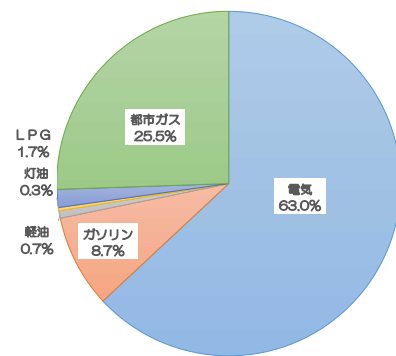
〈廃棄物処理施設〉

種別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	9,994 kWh	4,107 kg	
燃料使用量	ガソリン	—	
	軽油	212 L	547 kg
	灯油	255 L	635 kg
	A重油	—	—
	LPG	—	—
	都市ガス	—	—
水の使用量	476 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		5,289 kg	



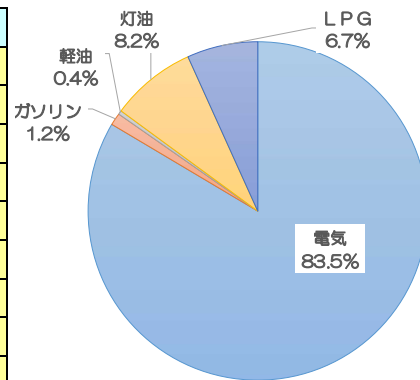
〈福祉施設〉

種別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	489,617 kWh	201,232 kg	
燃料使用量	ガソリン	12,007 L	27,856 kg
	軽油	863 L	2,227 kg
	灯油	380 L	946 kg
	A重油	—	—
	LPG	1,804 kg	5,412 kg
	都市ガス	39,773 m <sup>3</sup>	81,535 kg
水の使用量	6,603 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		319,208 kg	



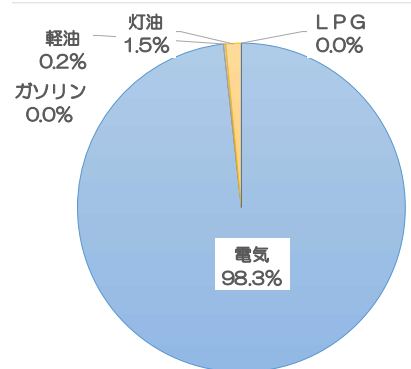
〈商工観光施設〉

種別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	899,799 kWh	369,818 kg	
燃料使用量	ガソリン	2,237 L	5,190 kg
	軽油	629 L	1,623 kg
	灯油	14,527 L	36,172 kg
	A重油	0 L	0 kg
	LPG	9,959 kg	29,877 kg
	都市ガス	—	—
水の使用量	10,377 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		442,680 kg	



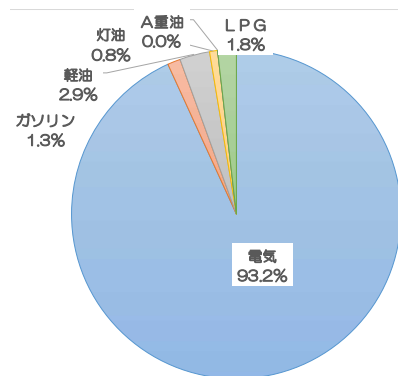
〈上・下水道施設〉

種別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	4,800,345 kWh	1,972,942 kg	
燃料使用量	ガソリン	4	9
	軽油	1,745	4,502
	灯油	12,163 L	30,286 kg
	A重油	—	—
	LPG	20 kg	60 kg
	都市ガス	—	—
水の使用量	2,828 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		2,007,799 kg	



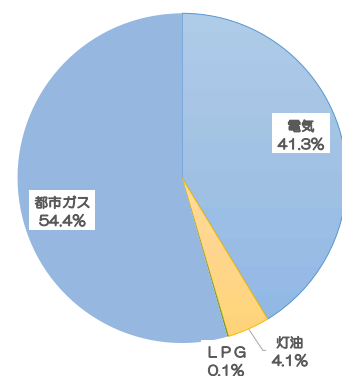
### 〈教育施設〉

種 別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	2,099,148 kWh	862,750 kg	
燃料使用量	ガソリン	5,107 L	11,848 kg
	軽油	10,554 L	27,229 kg
	灯油	2,894 L	7,207 kg
	A重油	23 L	62 kg
	LPG	5,646 kg	16,938 kg
	都市ガス	—	—
水の使用量	48,785 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		926,034 kg	



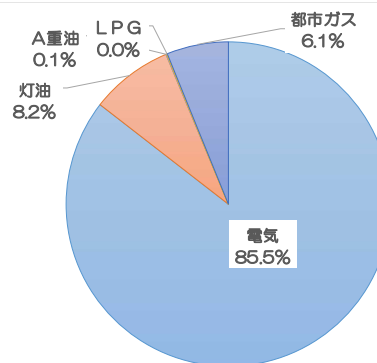
### 〈調理施設〉

種 別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	738,042 kWh	303,335 kg	
燃料使用量	ガソリン	—	—
	軽油	0 L	0 kg
	灯油	12,227 L	30,445 kg
	A重油	—	—
	LPG	254 kg	762 kg
	都市ガス	195,057 m <sup>3</sup>	399,867 kg
水の使用量	39,058 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		734,409 kg	



### 〈社会教育施設〉

種 別	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	
電気使用量	641,638 kWh	263,713 kg	
燃料使用量	ガソリン	—	—
	軽油	—	—
	灯油	10,190 L	25,373 kg
	A重油	126 L	342 kg
	LPG	41 kg	123 kg
	都市ガス	9,221 m <sup>3</sup>	18,903 kg
水の使用量	3,881 m <sup>3</sup>	—	
二酸化炭素排出量 合計		308,454 kg	



注：施設ごとに掲載している表は、四捨五入により内訳と合計が合わない場合があります。

## あ行

### アジェンダ 21

1992年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を138項目にわたり規定している。

### 安定化

大気中の二酸化炭素濃度をあるレベルで保つこと。IPCCの報告書によれば、二酸化炭素の大気中濃度を現在のレベルに安定化するためには、世界の排出量を直ちに50%以上削減する必要があるとしている。

### 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF<sub>6</sub>が削減対象の温室効果ガスと定められた。□

## か行

### 化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。

### 環境と開発に関する国連会議

環境保全と持続可能な開発をテーマに、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連の会議。リオ宣言、アジェンダ21などが採択された。地球サミットとも呼ばれる。

### 気候変動

全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

### 気候変動に関する政府間パネル

UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。ほぼ5～6年おきに世界中の約1,000人の科学者・専門家が参加・検討して「評価報告書」をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供している。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書をまとめ、2007年に第4次評価報告書が発表された。

## 気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1994年3月発効。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。

## 基準年

温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では基準年を原則的に1990年としている。ただし、HFC類、PFC類、SF6については1995年を基準年とすることができるとしている。

## 吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。京都議定書では、先進締約国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規植林、再植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。

## 京都イニシアティブ

途上国の人材育成、地球温暖化防止の技術移転など、日本政府による途上国支援プログラムのこと。京都会議（COP3）の場で表明された。

## 京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。

## 京都メカニズム

京都議定書に規定される排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの3つの柔軟性措置のこと。

## 共同実施

先進締約国同士が、自国の数値目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして獲得する仕組み。

## クリーン開発メカニズム

先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の一つ。

## グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

## コジェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コジェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。

## さ行

### 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常エネルギー源枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。ダムなどの建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれる。

### 新エネルギー

太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、通商産業省により、石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられた。

### 持続可能な開発

将来世代に多大な資源的制約や環境上の負荷をもたらさないような人類の活動のこと。「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に発表した報告書「我ら共有の未来」の中で提唱した概念。1992年の地球サミットにおいて、これを実現するための世界行動指針として「アジェンダ21」が採択された。

### 生物多様性

種のレベル、固体レベルおよび遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態をいう。地球温暖化により生物多様性の破壊が進むと危惧される。

### ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物のこと。基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー除く）、基準エネルギー消費量から100%以上の削減（再生可能エネルギーを含む）

### ZEB Ready（ゼブレディ）

ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。

### ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）

ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物のこと。事務所等、学校等は40%以上の一次エネルギー消費量削減と未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入する建築物。

た行

#### **地球温暖化係数**

二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100年間のGWPで比較して、メタンは二酸化炭素の約20倍、亜酸化窒素は約310倍、フロン類は数百～数千倍となる。(Global Warming Potential:GWP)

#### **低公害車**

大気汚染物質の排出が少ない自動車。天然ガス車、電気自動車、メタノール車のほか、燃料電池搭載車など。

#### **トランジット・モール**

自動車の進入を排除し、バスや路面電車などの公共交通機関のみを導入した一定の地域のこと。

な行

#### **燃料電池**

反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。

は行

#### **バイオマス**

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

#### **排出量取引（はいしゅつりょうとりひき）**

京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。

#### **バンキング**

約束期間に温室効果ガスを削減目標を上回り削減した場合、その余剰分を次の約束期間の目標達成のために使える仕組み。

や行

#### **約束期間**

温室効果ガスの削減目標を達成しなければいけない定められた期間。京都議定書では最初の約束期間を2008年から2012年の5年間としている。

## 参考文献

全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）ホームページ「温暖化用語集」  
環境省ホームページ「ZEB PORTAL ゼブ・ポータル」